六　海上交通安全法第四十条第一項の許可を受けることを要する工事又は作業（同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しないこととされる工事又は作業を含む。）に従事する小型船舶（以下「許可工事船」という。）には、第一種緑灯又は第二種緑灯二個、白色ひし形形象物一個及び紅色球形形象物二個を備え付けなければならない。ただし、緑灯は、第三号又は第四号の規定により備え付ける緑灯をもつて兼用することができる。

七～十四　（略）

二・三　（略）

2　（略）

（海上保安庁組織規則の一部改正）

第九条　海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（航行指導室及び交通管理室並びに航行安全企画官） **第五十三条の二**　（略） ２・３　（略） ４　交通管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　船舶通航信号所の運用により収集された船舶交通に関する情報に基づいて行う港則法第十四条の規定による指示、同法第三十九条第三項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による制限等及び同法第三十九条第四項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による勧告に関すること。 三　港則法第三十八条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による信号、同法第三十八条第二項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による通報、同法第三十八条第四項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による指示、同法第四十一条第一項、第四十三条第一項及び第四十七条第一項の規定による情報の提供、同法第四十三条第二項の規定による公示、同法第四十二条第一項及び第四十四条第一項の規定による報告並びに同法第四十八条第二項の規定による職権（同法第五条第二項及び第三項、第六条、第九条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）、第二十条第一項、第二十一条、第二十四条並びに第四十条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）に規定する職権に限る。）の行使に関すること。	（航行指導室及び交通管理室並びに航行安全企画官） **第五十三条の二**　（略） ２・３　（略） ４　交通管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　船舶通航信号所の運用により収集された船舶交通に関する情報に基づいて行う港則法第十四条の二の規定による指示、同法第三十九条第三項（同法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による制限等及び同法第三十九条第四項（同法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による勧告に関すること。 三　港則法第三十八条第一項（同法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による信号、同法第三十八条第二項（同法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による通報、同法第三十八条第四項（同法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による指示、同法第四十一条第一項及び第四十五条第一項の規定による情報の提供、同法第四十二条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による報告並びに同法第四十六条の規定による職権（同法第五条第二項及び第三項、第七条、第十条（同法第四十三条において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項、第二十二条、第二十五条並びに第四十条（同法第四十三条において準用する場合を含む。）に規定する職権に限る。）の行使に関すること。